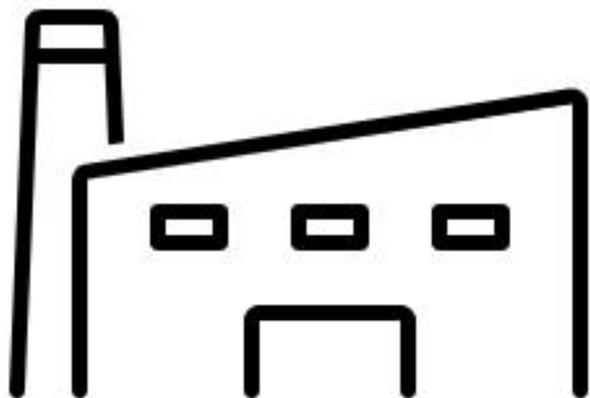


広島県内で

建物・設備に投資をする

企業のみなさまへ



工場の新設

工場の拡張

新設備の導入

研究開発拠点
の新設

【支援のモデルケースA】

- ・ 広島県内の製造業、運輸業、サービス業等
- ・ AI・IoT、ロボット化に係る生産設備を増設

建物 5億円（固定資産評価額）
設備 15億円（固定資産評価額）



1億円の助成サポート

※大企業の場合は、4,000万円

先端・成長分野は
助成率がアップ！

- ✓ 健康・医療産業
- ✓ 環境・エネルギー産業
- ✓ 航空機産業
- ✓ 半導体関連産業
- ✓ AI、IoT、ロボット化

【支援のモデルケースB】

- ・ 製造業、運輸業、サービス業等
- ・ 研究開発拠点を新たに開設
- ・ 研究開発者が県外から異動
- ・ 研究開発者の家族も県外から異動

設備 5,000万円（取得費）
異動する研究開発者 3人
共に異動する家族 2人



3,000万円の助成サポート

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

詳しい支援内容はこちら
(企業のための広島県ガイド)



広島県 企業立地促進助成制度

制度対象期間 | 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
(★：令和7年4月1日 ~ 令和13年3月31日)

▼ 設備投資

【助成対象】 建物・設備 【対象地域】 県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
先端・成長産業集積助成	<ul style="list-style-type: none">健康・医療、環境・エネルギー、航空機及び半導体関連産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの(※1)新規雇用常用労働者10人以上 または「健康・医療、環境・エネルギー及び航空機産業」分野の場合は雇用維持	【県内初立地】(※5) 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×10%	35億円
先端・成長研究開発集積助成	<ul style="list-style-type: none">健康・医療、環境・エネルギー、航空機及び半導体関連産業等の先端・成長分野に関する製品の製造のための設備投資で、要綱に定めるもの(※1)研究開発または研究開発から量産に係る一連の投資に限る投資額100億円以上(土地を除く)新規雇用常用労働者100人以上	【県内初立地】(※5) 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×10%	50億円
大規模産業集積助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの(※2)AI、IoT、ロボット化(生産性向上)に係る生産設備等への投資または付加価値の向上が認められるもの大企業:投資額50億円以上(土地を除く)中小企業:投資額10億円以上(※3)(土地を除く)雇用要件なし(人員整理による減(※4)を除く。)	【県内初立地】(※5) 固定資産税評価額×15% 【県内既立地】 固定資産税評価額×5%	10億円
産業集積助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの(※2)新規雇用常用労働者5人以上 または中山間地域は雇用維持AI、IoT、ロボット化(生産性向上)に係る生産設備等への投資または付加価値の向上が認められる投資は雇用要件なし(人員整理による減(※4)を除く。)	【県内初立地】(※5) 固定資産税評価額×10% 【県内既立地】 固定資産税評価額×2%	1億円
地域活力再生支援助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの(※2)従業員500人以上の事業所の休止・閉鎖が公表された場合に、当該事業所内に事業所を有する企業または当該事業所に関する受注取引額が全体の10%以上の企業が、県内で生産設備等へ投資する場合雇用要件なし	固定資産税評価額×15%	1億円

▼ 産業用地

区分	対象者の条件	助成率	限度額
県営産業団地等立地助成	<ul style="list-style-type: none">製造、販売、試験研究、サービス業等大朝工業団地または安浦産業団地を購入した場合	土地売買金額×40% (※6)	なし
民間産業団地造成助成(★)	<ul style="list-style-type: none">自ら産業団地を整備する開発事業者新たな産業団地の開発であること分譲面積(法面を含まない有効面積)15ha以上市町が同種の助成をする場合	分譲用地を除く公共施設(道路、公園、調整池等)の工事整備費に対して、市町と県で助成 市町1：県1 ※造成区域内に中山間地域を含む場合 市町1：県2	5億円

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

もっと知りたい!
(企業のための広島県ガイド)



※1 広島県内投資促進助成要綱 別表1

区分	技術分野
安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンに掲げる新成長産業の育成による付加価値創出に資する技術等（健康・医療関連ビジネス）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、第2条第2項に規定する医薬部外品、第2条第4項に規定する医療機器及び同条第9項に規定する再生医療等製品、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品、創薬研究のための支援・受託サービス、健康の保持及び増進、介護予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス（診療・介護報酬等の対象となる医療・介護サービス等を除く）その他健康・医療関連機器・サービス
安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンに掲げる新成長産業の育成による付加価値創出に資する技術等（環境・エネルギー産業）	環境汚染防止分野（大気汚染防止、下水・排水処理、土壌・水質浄化、騒音・振動防止、環境経営支援、化学物質汚染防止）、地球温暖化対策分野（クリーンエネルギー利用、省エネルギー化、自動車の低燃費化、排出権取引）、廃棄物処理・資源有効利用分野（廃棄物処理・リサイクル、資源・機器の有効利用、長寿命化）、自然環境保全分野（緑化・水辺再生、水資源利用、持続可能な農林水産業、環境保護意識向上）に関する技術
安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンに掲げる新成長産業の育成による付加価値創出に資する技術等（航空機産業）	航空機工業振興法（昭和33年法律第150号）第2条に規定する航空機等、航空機部品の生産の効率化・部品の軽量化に資する新たな製造技術
AI・IoT・ロボット化その他の先端技術等	半導体関連産業（半導体、半導体製造装置・部品、半導体部素材等）、産業用・業務用・農林関連ロボット、機械・機器に組込むシステム、次世代自動車（PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル等）、鉄道（リニア関連）、パーソナルモビリティ、その他輸送機器関連の先端技術、高度道路交通システム（ITS）、大規模データセンター、ゲノム技術、エネルギーの面的利用（HEMS/BEMS/地域レベルEMS）、高性能電力貯蔵、水素貯蔵・輸送等

※2 広島県内投資促進助成要綱 別表2

分類番号	業種名	分類番号	業種名	分類番号	業種名
09	食料品製造業	23	非鉄金属製造業	44	道路貨物運送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	24	金属製品製造業	45	水運業
11	繊維工業	25	はん用機械器具製造業	47	倉庫業
12	木材・木製品製造業	26	生産用機械器具製造業	48	運輸に付帯するサービス業
13	家具・装備品製造業	27	業務用機械器具製造業	50	各種商品卸売業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	51	繊維・衣服等卸売業
15	印刷・同関連業	29	電気機械器具製造業	52	飲食料品卸売業
16	化学工業	30	情報通信機械器具製造業	5311	木材・竹材卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	31	輸送用機械器具製造業	5411	農業用機械器具卸売業
18	プラスチック製品製造業	32	その他の製造業	5511	家具・建具卸売業
19	ゴム製品製造業	3719	その他の固定電気通信業	72	専門サービス業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	39	情報サービス業	73	広告業
21	窯業・土石製品製造業	40	インターネット付随サービス業	74	技術サービス業
22	鉄鋼業	41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業

※3 中小企業の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②、③を除く。）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下

ただし、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は除きます。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※4 人員整理による減

整理解雇等により、設備投資する事業所及び県内事業所全体の常用労働者が解雇以前より減少する場合をいう。

※5 県内初立地

過去5年間に広島県内に工場、支店、営業所等がない状態で、広島県外から県内に立地することをいう。

※6 主な産業団地の分譲単価（円/㎡）・土地助成率

団地名	標準地分譲単価	土地助成率	助成後単価
大朝工業団地	6,150	40%	3,690
安浦産業団地	安定型 11,600	40%	6,960

広島県 企業立地促進助成制度

制度対象期間 | 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

(※1)

▼ 本社機能の移転・新設

【助成対象】 建物・設備・人材 【対象地域】 県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 転入助成	<ul style="list-style-type: none">本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合（※1）サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（※2）以下の要件について、いずれかを満たすこと。<ul style="list-style-type: none">本社等に勤務する3人以上の常用労働者を異動させ、移転先の事業所等の常用労働者数が3人以上増加する場合（住民票を県内に異動し1年以上継続）。常用労働者4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人以上でも助成対象）常用労働者4人以上の企業が中山間地域へ進出する場合。<ul style="list-style-type: none">（1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象）国内初立地（※4）の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。<ul style="list-style-type: none">（1人以上の異動または新規雇用で助成対象）一社一回限り	<ul style="list-style-type: none">代表取締役などの経営者層の異動1,000万円<大企業>、最大500万円<中小企業>。規模により500万円もしくは200万円>（※3）<ul style="list-style-type: none">（家族の移住は、1人当たり100万円）県外から異動となる常用労働者1人当たり100万円（家族の移住を含む）初期コストの1/2（中山間地域は2/3）	合わせて 1億円
研究開発 機能拠点化 助成	<ul style="list-style-type: none">製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※2）研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。<ul style="list-style-type: none">（国内初立地（※4）の外国企業の場合、1人以上でも助成対象）一社一回限り	<ul style="list-style-type: none">県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円<ul style="list-style-type: none">（県外から異動となる研究開発者の家族の移住を含む）人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2初期コストの1/2（中山間地域は2/3）	合わせて 1億円
	<ul style="list-style-type: none">研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成。	<ul style="list-style-type: none">研究関連費の1/2	研究関連費 （3年間） 500万円/年

▼ オフィスの移転・新設

【助成対象】 賃料・通信回線使用料等 【対象地域】 県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしま オフィス プランニング 助成 （短期プロジェクト参加型）	<ul style="list-style-type: none">対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、Campsセミナー登壇企業県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること1人でも助成対象最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間）ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月）	<ul style="list-style-type: none">オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2コストの1/2	合わせて 500万円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成	<ul style="list-style-type: none">情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業市町が同種の助成をする場合新規雇用常用労働者3人以上	<ul style="list-style-type: none">オフィス賃借料×市町と同率・同期間	市町と同額
		<ul style="list-style-type: none">通信回線使用料×市町と同率・同期間	市町と同額

お問い合わせ

広島県商工労働局 県内投資促進課

TEL | 082-223-5151 E-mail | syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

もっと知りたい！
（企業のための広島県ガイド）



※1 本社機能

次のような複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行う機能を指します。

部門	具体例	詳細説明
調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的にやっている部門（商業に関するものは×）
研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む。）
国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている業務
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門

研究所：事業者による研究開発において重要な役割を担うものに限る。

研修所：事業者による人材育成において重要な役割を担うものに限る。

※2 広島県内投資促進助成要綱 別表2

分類番号	業種名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業

分類番号	業種名
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
3719	その他の固定電気通信業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業

分類番号	業種名
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

※3 代表の異動にかかわる助成額

業種	助成金の額		
	1,000万円	500万円	200万円
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業・サービス業以外）	大企業 （みなし大企業を除く）	従業員51人以上の 中小企業	従業員50人以下の 中小企業
卸売業・サービス業		従業員21人以上の 中小企業	従業員20人以下の 中小企業

次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、本規定においては中小企業として扱う。

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※4 国内初立地

1年前までに日本国内に工場、支店、営業所等がない状態で、広島県内を本社として法人登記することをいう。